

デジタル変革時代の電波政策懇談会
移動通信システム等制度ワーキンググループ(第5回)
議事要旨

1. 日時

令和3年6月14日(月)13:00~15:00

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者(敬称略)

移動通信システム等制度ワーキンググループ構成員:

飯塚留美(一般財団法人マルチメディア振興センターICTリサーチ&コンサルティング部シニア・リサーチディレクター)、黒田敏史(東京経済大学経済学部准教授)、宍戸常寿(東京大学大学院法学政治学研究科教授)、藤井威生(電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授)、巽智彦(東京大学法学部法学政治学研究科准教授)、永井徳人(光和総合法律事務所弁護士)、中島美香(中央大学国際情報学部准教授)

オブザーバ:

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning株式会社

総務省:

竹内総合通信基盤局長、鈴木電波部長、吉田総合通信基盤局総務課長、布施田電波政策課長、根本電波利用料企画室長、田中移動通信課移動通信企画官、柳迫電波政策課企画官

4. 配布資料

資料5-1 移動通信システム等制度ワーキンググループ報告案

資料5-2 移動通信システム等制度ワーキンググループ報告案 概要

資料5-3 いわゆるプラチナバンドの周波数が移行する場合の個別課題に関する主な意見
(概要)

資料5-4 移動通信システム等制度ワーキンググループ第4回会合後の追加意見・質問

参考資料5-1 検討スケジュール(想定)

参考資料5-2 移動通信システム等制度ワーキンググループ第4回会合における主な意見

5. 議事要旨

(1)開会

(2)議事

①移動通信システム等制度ワーキンググループ報告案について

資料5-1に基づいて事務局から説明が行われた。

(黒田構成員)

資料5-1の34ページの地域BWAの見直しについて1つ意見したい。地域BWAの利用があまり行われていない場合には、全国バンド化などを検討するとあり、「など」として様々な可能性を含ませている。地域BWAの免許の仕組みを維持したまま、全国系事業者の参入を認めるという考え方もあるのではないか。

ただし、その際には地域独自でイノベーションを起こしていく方々に優先権があることを残して、比較審査をするときに、その地域独自の事業者は必ず優遇される。5年ごとの再免許の際においても、その地域からの申請があった場合にはそちらが優遇される。申請がない限りは全国系事業者も、既存の基地局で使うような形で活用していくのがよいのではないか。

(藤井主査代理)

周波数再割当制度の導入について資料5-1の6ページで、定期的な割当てという話もあるが、あまり頻繁に再割当てをしてしまうと投資効率が悪化することにつながり、事業者の新規投資が抑制される可能性が出てくるのではないかと懸念しており、そこは注意したほうがよい。

特に日本全体の発展に寄与するような無線通信、特に携帯電話の新規技術への投資が抑制さ

れてしまうのはよくない。一方で、しっかり利用されていない周波数を引き続き使い続けるのもよくないので、利用状況調査をしっかり行い、非効率になっていないかをしっかり検討して、再割当てについては、ある程度需要がある場合や申請がありそうなどときにできる仕組みを作っておくのがよい。

(中島構成員)

資料5-1の22ページのプラチナバンドの周波数が移行する場合の個別課題について、本WGの議論により、基地局やレピータの整備の在り方といった、国民の共有財産である有限希少な電波制度の在り方について議論することができた。それは公正な競争の観点にとどまらず、電波法第1条の定める「電波の公平かつ能率的な利用」を確保することによって、公共の福祉を増進するという目的に資するものだと思う。したがって、こうした個別課題についても時機を失することなく、並行して検討していくことが重要ではないか。

それから、モバイル通信事業の周波数再割当制度の議論の中で、大きく2つの考え方があったのだと思う。ひとつは、有限希少な電波という点で公益事業的なものとして捉える考え方であり、ふたつは、公正競争、競争促進的な視点を含めていく考え方である。

公益事業として捉える場合には、国が認めたA社、B社、C社のみが事業を認められることになる。この場合は、原則として、新規や後発事業者に周波数の再割当ては認めないということになる。ただし、新規や後発事業者に周波数の再割当てを認めることにより、消費者厚生が改善するなど、とりわけメリットがある場合には、新規や後発事業者へ周波数の再割当てを認めることになる。電波は有限な資源なので、国民の便益に資するように国がコントロールする。周波数とその再割当制度を検討するに当たっても、既存事業者が安定的にサービスを提供できるように制度設計を行う。今後、終了促進措置の制度を考えると、そのような視点で、移行費用、移行期間、条件などを考えていくことになる。

一方、公正競争、競争促進的な視点を含める考え方では、A社、B社、C社に加えて、D社が参入してくると、周波数の再割当てを検討する必要があるが出てくる。その後、さらにE社、F社、G社と手を挙げる場合にどうするかという問題が生じてくる。このときも電波は有限な資源なので、国民の便益に資するようにやはり国が適正に配分しなくてはならない。ここでは周波数の再割当制度を検討するに当たって、新規参入事業者や後発事業者との公正競争、競争促進を前提として、制度設計を行うことになる。今後、終了促進措置の制度を考えると、そのような視点で、移行費用、移行期間、条件などを考えていくことになる。

今後、新たな終了促進措置の制度を検討するに当たり、公益事業として捉える考え方と、公正競争、競争促進的な視点を含めていく考え方とで、その移行費用、移行期間、その他の条件など、制度設計の在り方も変わってくると思う。本WGの検討を踏まえて、今後は公正競争、競争促進という視点も含めて制度設計を考えていただきたい。

(異構成員)

今回の報告案が周波数再割当制度の具体的な検討へと進む方向を示したことは、公正な競争環境の確保と消費者厚生改善という公益事業法制の目的に照らして高く評価できる。そのほかの点も含め、報告案には総論的に異論はない。その上で今後の各論的な検討に向けて2点指摘したい。

1点目として、資料5-1の3ページと資料5-2の2、3ページにあるが、公正競争の確保により、モバイル市場が活性化し、その恩恵をより多くの利用者が受けられることは、電波の有効利用に資するとの記述は、順序が逆のように思う。

電波法1条は、「この法律は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。」と規定しており、確かに電波の公平かつ能率的な利用を確保することが同法の主要な目的であるが、それはあくまで公共の福祉を増進することの手段である。つまり、公正競争の確保によるモバイル市場の活性化により電波の有効利用が達成されるというのではなく、むしろ逆に電波の有効利用により公正競争の確保によるモバイル市場の活性化が達成されるのではないか。

その上で、公正競争の確保によるモバイル市場の活性化も、あくまで中間目標であり、消費者厚生改善が最終的な目標であると理解すべきだと考える。電波の再配分を認めること、ないしは新規参入を認めることそれ自体が常に善であるわけではなく、再配分ないし新規参入により消費者厚生改善が見込まれることが、それを認める理由である。独禁法とならんで電波法による業法規制が加えられていることの意味も、その点にこそ見出されると考える。この点は、周波数再割当ての制度の具体的な検討において、関係者に常に意識していただきたい。

2点目として、資料5-1の6、7ページと資料5-2の2、3枚目の特定基地局開設計画の認定の有効期間が終了した割当て済みの周波数について、再割当てする仕組みを導入する場合における論点の所在を指摘したい。

そこでは、①有効利用が不十分な場合と、②競願が発生する場合が並列されており、①のように有効活用が不十分であるという前提がなくとも、②の競願があればそれだけで再割当ての検討

に入ることを認める趣旨にも見える。これは既存事業者に有効利用の観点から大きな問題がなくとも、少しでもより有効な利用が可能であることを主張する他社が現れれば、常に再割当ての検討に入ることを意味している。

他方で、③として「その他の有効利用に必要な場合」が挙げられているが、ここからは既存事業者の有効利用が不十分であることが再割当ての共通の前提であるようにも読める。すなわち、②競願が発生する場合についても、あくまで既存事業者による有効利用が不十分であるという評価がそれ自体としてなされる必要があり、それがなければ仮に既存事業者より有効な利用が可能であることを主張する他社が現れても、再割当ての検討には入らないという趣旨にも見える。

これまでの議論から、この点はオープンであると認識しており、再免許の具体的な仕組みを構築する際には慎重にコンセンサスを得る必要がある。いずれにせよ、先に述べた1点目との関係では、再配分が結果的に消費者厚生を害することにならないか、具体的には再配分により追加的にかかるコストが最終的に消費者や納税者に転嫁されることにならないかを適切に考慮できるような再免許の仕組みとしていただきたい。

(柳迫電波政策課企画官)

1点目の電波の有効利用の促進とモバイル市場における公正競争の確保の関係について、公正競争の確保によりモバイル市場が活性化し、その結果、料金の低廉化、サービスの多様化などの恩恵をより多くの利用者が受けられることは、電波法第1条で電波の有効利用を定義した電波の公平かつ能率的な利用の目的である「公共の福祉を増進すること」につながると考えられるので、いただいた御意見を踏まえて、報告案の記載を検討したい。

2点目の周波数の再割当ての導入について、①、②、③のいずれかに該当する場合に周波数の再割当てを実施するものである。そのうち、②の競願については、既存免許人よりも電波の有効利用が可能であることを主張する事業者が現れた場合に、手を挙げる機会の平等を確保するためのものであり、既存免許人の電波の有効利用が不十分であるかどうかは問わない。

なお、周波数の再割当ての結果が消費者厚生を害することになってはならないというのは大事なポイントであるので留意したい。

(永井構成員)

周波数の再編に関して、新規利用のニーズと、既存の利用者や事業者の期待のバランスが重要になると考えていたが、そのベースとなる議論ができたと思う。

その中で、いかに具体的にバランスをとるかに関しては、個別の周波数の状況等にもよるので、告示等によるカスタマイズが必要であることは重々認識しているが、その中で藤井構成員から御指摘があったように、事業者の経済活動が抑止されるようなことは避けなければならない。また、中島構成員から終了促進措置について御発言があったが、今回は、真っ正面から利害対立する関係者間を調整することになるので、今まで以上に開設指針やその具体的な制度設計が重要になってくる。そのプロセスに関しては報告書の中でも触れられているが、できる限り透明性、客観性を確保する形で進めていただきたい。

最後に、あまねく通信できるための無線局開設の努力義務を課す話があるが、この点は電気通信事業法とオーバーラップするところもあると思うので、具体的な制度導入に当たっては、電気通信事業法との役割分担にも配慮しながら進めていただきたい。

(柳迫電波政策課企画官)

「無線通信があまねく行われるよう無線局の開設に努めること」については、あくまで無線局の開設に関する事項であり、これは電波法の話である。一方で、ユニバーサルサービスの責務は役務に対する規律であり、役務や料金の水準などは電気通信事業法の話であるため、そこは分けて考えていく必要がある。

(飯塚構成員)

資料5-1の6ページについて、競願が発生する場合は、何を根拠として、また、何を契機として競願が発生すると判断するのかという点について、今後の検討課題になっているかと思う。具体的には各免許それぞれについて、認定期間が終了するタイミングを見計らって割当て希望の有無や参入希望調査を事前に諮問やコンサルテーションすることで知るという理解でよいか。

次に、こうしたプロセスを経た結果、割当て希望もなく、既存の事業者が有効利用していることが証明されれば、比較審査をすることなく既存の免許保有者に再免許することになると理解している。再免許の実施をすることになった場合には、特定基地局開設料は再度発生しないという理解でよいか。

(柳迫電波政策課企画官)

何を契機に競願とするのかについては、これから制度整備をしていく中で、そのプロセスも含めて検討してまいりたい。特に、開設指針については、これまで行政がアクションを起こして策定して

いたが、事業者から要望する形も考えられる。

また、再割当てをするケースは、資料5-1の6ページの①から③のいずれかに該当する場合と整理している。条件をつけずに定期的に再割当てすることについては、藤井構成員や永井構成員から慎重な御意見があったところ、実施状況などを踏まえながら引き続き検討してまいりたい。そのような中で、①は電波の利用状況調査の評価結果などにより、電波の有効利用が不十分であると認められる場合、②は異構成員の御意見と重なるところだが、既存免許人よりも電波の有効利用が可能であることを主張する事業者が現れた場合を想定しており、既存免許人の電波の有効利用が不十分であるかどうかに関係なく、手を挙げる機会を確保することがポイントである。

特定基地局開設料については、開設指針に基づいて再割当てする場合には発生する。ただし、現行の電波法では、開設指針と関係なく純粹に再免許する手続では、特定基地局開設料は発生しないと整理している。

(宍戸主査)

資料5-1の報告案については、おおむね御了解を得られたものとする。3点ほど、原案から記載を変更する必要があると思われる。1点目は3ページについて、異構成員からの御指摘で、電波法の目的と今回の検討の関係についての概念の整理をして明確になるように記載させていただきたい。

2点目は6ページについて、藤井構成員からの御指摘で、再割当ての考え方において新規投資の抑制につながらないということも踏まえながら、特に競願が発生する場合についての考え方の趣旨が明確になるように記載させていただきたい。

3点目は36ページについて、黒田構成員からの御指摘で、地域BWAの全国バンド化に限らない様々な活用の方策についても記載を整理させていただきたい。

このワーキンググループの報告案は、本日の御議論を反映させた上で親会である電波政策懇談会に御報告をさせていただきたい。その修正内容については、先ほど申し上げたとおり調整するが、最終的には主査である私に御一任させていただきたい。

(各構成員から異議なし)

②意見交換

資料5-3及び資料5-4について、意見交換が行われた。

(楽天モバイル株式会社)

これまで固定化していた割当てについて再割当てという非常に大きな枠組みを作っていたいただいたことは画期的な御提言だと思う。電波の有効利用が技術的な視点にとどまらず、経済的、社会的視点も含めて公正な競争について、結果として国民の福祉に資するような、大きな視点に基づいて御議論をされたことに賛同する。

プラチナバンドの再割当てについては、周波数再割当ての大きな枠組みを作り、透明性を持ってきちんとした基準の下で、やっていただくほうが関係者にとってもよいかと思う。

時期については、3Gが終わるタイミングもあるので、技術的に世代交代のタイミングをうまく捉えるべきであり、再割当ての枠組みの制度化と並行して、プラチナバンドの再割当ての個別課題について深掘りすべきということに賛同する。

終了促進措置のあっせん・仲裁の仕組みについては、競争下にある事業者同士では中々合意が難しいと思うので、手段としてうまくいくかどうかは分からないが、まずやってみて御相談しながら進めていけばよいと思う。

(株式会社NTTドコモ)

周波数の再割当てについて、電波の有効利用につながるよう、普遍的なルールとなり、社会全体の利益につながる制度になっていくべきだと思う。大局的な観点で今の5G、そしてその先の6Gも見据えてどうあるべきかを考えていかなければいけないのではないかと。

日本の5Gは世界で一番ユーザーにとって使える5Gにすべきであり、日本の産官学、総力で5G、その先の6Gに向けてあらゆるリソースを投入していくべきだと思うし、私どもも微力ながら取り組んでいきたい。そのためには、この貴重な電波資源をどのように活用していくかは大きな観点になると思う。今後5G、6Gの展開にも資するような制度になるよう、大局的な検討を希望する。私どもも建設的に関わっていきたい。そして、普遍的な制度整備が行われた後、個別の話のフェーズに入ったときには、審査項目についても、一連のプロセスにおいても、更なる一層の透明性の確保が大事になってくるので、ぜひお願いしたい。

2点目は、周波数を有効に活用できているかについて、周波数は限られた資源であるので、より一層有効活用という観点を適正に評価すべきという点である。現在も利用状況調査や開設計画の進捗状況の確認など、様々な面でやっていただいていることは認識しているが、より一層エリアの品質の状況などがどうあるべきかをしっかり事業者としても検討していくべきである。

ただ、コストや稼働、現実的な面も考えていかなければいけない。何より目的である周波数、有効活用に資するかどうかの観点について、関係者の中で慎重に検討すべきである。そして、周波数の再配分の観点から、その周波数については、あらゆる無線システムにおける電波の利用状況も、いま一度見ていく必要がある。

3点目は移行期間に関する観点である。再配分に関する普遍的な制度が確立した際は様々な周波数帯が、いわゆる再配分の対象になり得ることが想定される。各周波数帯を取り巻く状況は様々であり、その諸状況に応じて対応が長期間に及ぶ可能性もあるので、その場合、その利用者への影響や各無線設備に対応する対応策等、十分に検証、検討した上で移行期間をしっかりと慎重に考えていかなければいけない。私ども事業者としては、そのような状況に際しても貢献できるよう、技術をしっかりと進展させることがまず肝要かと思うので、しっかりと取り組んでいきたい。その上で適切なあるべき期間を慎重に御検討いただきたい。

(KDDI株式会社)

1点目は、本来の周波数再編議論について意見したい。デジタル変革時代の電波政策懇談会の検討課題は、電波利用の将来像、2025年や2030年度の帯域確保や目標設定、それに向けた電波政策上の課題や有効利用に向けた実現方法が論点として挙がっていたと認識している。携帯電話で有効利用中の周波数再編は、膨大な基地局数が展開された今の段階で行うと、多大な労力が伴う長期的プロジェクトになる。5G、Beyond 5G時代にふさわしい帯域幅、あるいは帯域拡張と合わせた再編プランの検討、また、それが実現されるための恒久的制度整備が最重要だと考える。一事業者のための公正競争のみに特化された一過性の周波数再編プランや、各周波数が細分化することがむやみに進まないことを要望する。

2点目は、周波数の有効利用は、それぞれの周波数に対する事業者の継続投資と直結するということである。これまでの3G、4G、今後の5Gという各システムの寿命が大体20年、あるいはそれより長いという事実の下、事業者の先行投資と継続投資が促進されて、システムの安定的事業運営が見据えられる利用期間と予見性の確保は不可欠だと考える。

資料5-1の9ページ、10ページに既存免許人の予見性の確保や投資コスト回収に関しては、今後の認定有効期間を5年から10年という案も示されているが、今後制度を開始する際に重要なのは、現在利用中の周波数の利用期間や予見性であって、最初の再編のタイミングについては、慎重に検討する必要があるのではないかと。個別周波数の再編の検討に際しては、再編の開始、使用期限の設定等において、十分考慮していただきたく、関係する事業者間の合意の上で設定いた

だきたい。

3点目は、公平性の担保について。資料5-1の3ページに新規参入を優遇する仕組みなど必要に応じて導入することが適当とあるが、8ページで「この仕組みを導入する目的は、公平に周波数獲得の機会を付与するもので、結果の平等まで求めるものではないことに留意する」と記されているので、これと矛盾しない形にしていだきたい。開設指針の比較審査基準については、透明性を確保するとともに、電波有効利用や計画の実効性を十分評価いただきたい。

4点目は、資料5-1の21ページに「どの周波数にも適用する普遍的な再割当ての制度を整備した上で」とある通り、恒久的制度の検討と整備がまず重要で最優先と考える。個別の具体的な周波数、あるいは個別の再編案の検討は、この制度の仕組みが固まった上で検討のステップに入るべきである。その際は一事業者の一案だけを考えるのではなくて、他の事業者からの周波数拡大プラン案などとも十分比較して、十分議論されてご判断いただきたい。

最後、5点目は、周波数再編のご判断における社会的影響、経済的影響の考慮という点で、今、我が国の最重要事項は5Gの早期展開だと考える。それによるSociety 5.0の実現や、Beyond 5G推進戦略のBeyond 5G readyの早期整備が不可欠なので、御判断の際には、こういった国家戦略に直結する今後の5G展開、社会的影響、経済的影響等も含めて十分評価、検証いただくプロセスが必要だと考える。

(ソフトバンク株式会社)

今回、日本が世界で初めて周波数の再割当て制度を導入する状況になっていると理解している。日本は5Gでは遅れをとったと言われている中、Beyond 5G、6Gに向けては二度と遅れをとることのないよう、業界関係企業として各関係者と協力して対応していきたい。

当社は、再割当て制度の導入そのものには特に反対はないが、時間軸的な観点では、非常に急いで再割当てを求める、合理的な理由の提示については、いまだ特段なされていないと認識している。当社、あるいは各社から何度も主張されているように、予見性のない再割当てによるインフラ再構築等には多大な労力やコスト、ユーザーへの影響、産業そのものに対するダメージが考えられる。そして、そのダメージ軽減のためには、特に導入初回に関しては、予備期間を十分にとることが必要である。今回、特に懸念しているのは、そういったダメージを結果として軽視した早計な導入となることである。

今後、仮に頻繁な再割当てが実施された場合、国内産業の発展、成長、国民生活の発展にさえ影響を与えることになりかねない。今回のような世界でも初めてとも言える、世界でもユニークとな

り得る影響の大きな制度の導入においては、慎重さが求められるところ、現在のライフラインたる4G、5Gの確実なインフラの維持、あるいはBeyond 5G、6Gに向けた今後の国内産業発展を見据えても、仮に拙速な導入を実施した場合、国内向け産業の将来発展のブレーキとなってしまふようなダメージを与えかねないと危惧している。

当社としては、以前より十分に予見性を持った制度導入、特にルールがなかった状態からの初めてとなる具体的な実施までには、実質10年程度の準備期間が必要と主張させていただいており、ぜひとも拙速な形ではなく、節度を保ったスケジュール感でバランスを十分考慮した形で制度導入をしていただきたい。

(黒田構成員)

各事業者から日本の経済の発展や、そういった大きな視点に立ってよい電波の有効の在り方を実現してほしいという声があったが、私もそれに賛同する。各事業者、私こそが最も電波を有効に活用できる事業者で、日本の発展に寄与するという自負をお持ちである方々がそろっているから、今このような議論が起きていると思う。競願をするときにはそれぞれ自らが最もふさわしい事業者であるということを客観的に分かる形で示していただけると期待している。

さらに、比較審査であっても申請される内容が、直ちに評価できる、直接的に分かるような評価指数であるということ、解釈によってどうとでもなるようなことではなく、具体的なものであること。それから、将来に不確実性があまりなく、言ったことはしっかり実行できるような計画であること、そういったことを踏まえて、私こそがプラチナバンドもしくはその他のバンドを最も有効に使える事業者であるという形で正々堂々と次の再割当てに挑んでいただきたい。

(藤井主査代理)

今までの利用状況調査を見ると、実質的な品質やバンドごとの品質を出すことには比較的消極的だったところもあったのではないかと思う。先ほどNTTドコモさんも仰っていたが、実質的な品質を見てほしいということに変化してきているように感じる。

利用状況調査については、今後また修正していかれるのではないかと思うが、そのときに各事業者にはデータをきっちり出していただかないと意味がないので、ぜひご協力いただきたい。まだ実質的な品質の評価については一部の事業者しか主張されていないかもしれないが、意味のあるデータを出していただいて、有効利用していることを皆さんに見てもらうことは重要なので、その点についてはしっかり進めていただきたい。

(宍戸主査)

今、藤井構成員から御意見いただいたが、今後の電波の割当て、あるいは電波の有効利用をめぐる政策一般について、客観的なデータに基づいて事業者の取組を可視化し、その上に立って公平で、最終的に消費者の利益につながるような電波をめぐる施策を打っていくことが重要であることについて、今回の親会、ワーキンググループで広く認識が得られたものと思う。その意味でも、利用状況調査等について事業者の皆様にも今後一層の御協力をいただきたい。

例えば帯域ごとにどういうふうに使っているかについてもデータをいただき、そして可能な限り開示していった上で、その上に立って、周波数の割当ての問題を含めて、電波政策全体を行政裁量が増える形ではなく、むしろ、事業者にとっても、国民全体にとっても納得感のあるプロセスに変えていくことが必要だと思う。

(黒田構成員)

今回、消費者からの電波有効利用の視点があまり議論になっていなかった。周波数の利用効率の改善は、事業者のみが責任を持ってやることではなく、消費者が自ら自分にとってうまく電波が使えるような事業者を選ぶ形でもすることができる。また、全ての事業者の周波数に対応している端末であれば、今空いている事業者はここだから、そこに移ろうとって消費者主権の形で電波の利用改善を図ることができる。

そのことは、事業者間のスイッチングを妨げるような様々な取組がされてきているからできないので、データ利用の効率化に関して、スイッチングの促進、eSIMの促進、それから、対応周波数の拡大に取り組んでいただきたい。各事業者、意図的に他社の電波が使えないようにすることはしていないと仰っているが、例えば最近、日本で発売されたオリンピック版のギャラクシーS21は、グローバル版で対応しているはずのバンド18、それから、グローバル版で対応しているはずのバンド8、それぞれKDDIさんのプラチナバンドとソフトバンクさんのプラチナバンドになるが、これがなぜか使えない状態で発売されていた。

こういう不可思議な状態がずっと続いていることに違和感を覚えており、消費者主権を妨げないでほしい。そういったことにNTTドコモさんは様々ないただいた意見に前向きに対応していきたいと仰っているので、早速、こういった不可思議な現象が残らないようにしていただきたい。

(宍戸主査)

今回のワーキンググループにおいては、各事業者から率直な御意見をいただいた。特にいわゆるプラチナバンドの再割当てをめぐって、また、その政策の当否の前提となる様々な事実関係の主張、あるいはその確定について、事業者の皆様の御意見などを伺った。また、十分に御意見を言い尽くせないことも考えられたため、総務省を仲立ちにして構成員間、構成員からの質問、あるいは事業者間で踏み込んだやりとりをしていただき、その結果を資料5-3や資料5-4で整理している。

これを世の中にこういう形で明らかにして、全体で御覧いただきながら、プラチナバンドを含む電波の周波数の割当てについて、消費者を含む社会全体に考えていただきたい。

(3) 鈴木電波部長から締めの発言

(4) 閉会

以上